

議 長 受付番号第7号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員第3番、吉田功、件名、松田町における福祉施策について。

質問要旨、新年度予算は、「チルドレンファースト・ネクスト、子ども・子育て大応援」と題し、「高齢者が子や孫たちと一緒に・近くに安心して暮らせること」等を目標にしたまちづくりに取り組むこととしています。

そこで、高齢者や子育てを応援する人的支援について、町がどのような取組を考えているかをお伺いいたします。

(1) 社会福祉協議会の活動にどのような期待と、どのような連携をお考えですか。

(2) 民生委員・児童委員の活動にどのような期待をお持ちですか。また、その待遇についてどのようにお考えですか。以上、質問をいたします。よろしくお願いたします。

町 長 それでは、吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

現在、松田町社会福祉協議会に対する町からの人的支援について、まず申し上げますと、まず、事務局長は町職員を派遣し、その職務を担っており、町社会福祉協議会の職員5名分の基本給などの人件費を町が負担をし、社協の運営を行っていただいております。

それでは、1つ目の御質問にお答えをいたします。

松田町社会福祉協議会は、高齢者や障がい者、子育て世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らせるための環境をつくるため、地域福祉の推進を図ることを目的とした組織であり、様々な地域住民のニーズや課題に応じた福祉サービスの情報発信やサービスの提供、担い手の確保、地域との連携、相談・支援、権利擁護支援などの業務を担っていただいております。

その中でも、特に権利擁護支援につきましては、町で行うことができない認知症や障がいにより、判断能力が低下した方の金銭管理を含めた日常生活の支援や、成年後見制度における法人後見による支援、人生の最後に向けた終活支

援として死後事務委任など、支援の必要な方が安心して生活ができるよう、きめ細やかなサービスの提供を行っており、総合的な権利擁護支援策の充実を図っていただいております。

これ以外にも、小・中学生、高校生を対象としたボランティア体験による福祉教育や地域で活用するボランティアの育成や支援を行っていることから、地域の福祉人材育成にも寄与することや、生活困窮者からの相談や資金貸付など、社協ならではの事業を通じて、セーフティネットの役割も担っていただいております。

今後もこれらのサービスの提供にとどまらず、地域全体の福祉環境を整えることも重要であることから、多岐にわたる福祉事業の充実を期待するとともに、町と社会福祉協議会との情報共有や情報交換、協議などの連携が不可欠でございますので、引き続き、地域住民が住み慣れた町で安心・安全で過ごせるよう、町と社会福祉協議会との両輪で福祉施策を推進していきたいというふうに考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員であり、地域における福祉の重要な担い手として、住民生活を支える役割を果たしていただいております。

活動の内容は、高齢者や障がい者、子育て世帯等からの相談・支援や、高齢者宅への訪問、見守り活動による安否確認など、多岐にわたる活動を担っていただいております。

さて、御質問にあります民生委員・児童委員さんの活動に対する期待と待遇についてお答えをいたします。

民生委員・児童委員さんの活動に対する期待といたしましては、地域住民との密接な関係を築き、地域の特性や課題を理解した上で適切な支援が求められ、特に高齢者や子供への支援が重要であり、地域の声をしっかり聞き取り、その声を町に届ける役割も担っていただいていることから、地域のニーズに即した施策が可能になるため、より一層、民生委員・児童委員さんの活動に期待

をしております。

次に、現在、民生委員・児童委員さんの待遇について申しますと、現在、本町の民生委員・児童委員の定数40人に対し、34人の方が活動をさせていただいております。

民生委員・児童委員さんに、国から県を通じてお支払いされている活動費は、国では1人年間6万200円と定められています。国から活動費以外には、県から協議会活動費として1人当たり6,500円が支払われており、町からも少額であります。県民児協会費1人当たり6,500円や県社協会費1人当たり400円を支給させていただいております。県民児協会費は、弔慰や傷病見舞いなど委員の互助事業に充てられているものでございます。

全国的に民生委員・児童委員さんの充足率は低下傾向にあり、担い手不足の原因の1つに、活動に対する報酬が十分でないことが影響し、さらに本町の場合は、報酬以外にも、75歳以上の高齢者の増加に伴い、高齢者への声かけや安否確認、相談、担当する地域住民の実態調査、町への情報提供など、委員が行う業務が多岐にわたり負担が増えていること、また、現在の民生委員・児童委員さんの平均年齢が68歳を超えており、委員自身の高齢化や親の介護などの課題もございます。

町といたしましても、今後ますます同様の事案が増えてくることが想定されますので、欠員地区の解消、活動しやすい環境づくりを行うためにも、国・県への活動費の増額を要望するとともに、多岐にわたる業務の効率化や見直しなど、本町においても独自の支援ができないか研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

3 番 吉 田 大変丁寧な御回答ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

お答えいただいたように、社会福祉協議会は松田町の地域福祉の推進を図る重要な役割を果たしており、子供や高齢者、いわゆる障がいを持った方々等の社会的弱者への支援、特にソフト面での支援を担っていると認識をしております。

今、お答えにあったように、その内容が活用されればされるほど、福祉推進の大きな可能性を有していると思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長 吉田議員の質問にお答えをいたします。

吉田議員おっしゃるとおりですね、この福祉の活動、子供であったりとか、高齢者であったりとか、障がい者であったりというところの福祉が守られるということもあると、皆さん住民のほうがりより一層、安心して暮らせる、幸せになれるというところがありますので、この部分につきましては、引き続き進めてまいりたいと、社協さんのほうと一緒にやっていきたいと考えております。

3番吉田 ありがとうございます。ぜひその辺、協力を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

ただ、そのようなことが思いあっても、資金的な裏づけがなければなかなかできないのかなとは思っています。その中で、ボランティア活動の助成や、福祉推進事業を行うために、今の物価の高騰や、またいろいろ活動費用の高騰でその対応も必要になってきております。

運営のための収入については、社会福祉協議会の会費は自治会に集金を頼っているところであり、現在、人口自体の減少に加え、自治会からの退会により毎年、減少しているところであるのは御存じだと思います。

今後、経費の高騰や、このような会費の減少についてどのような見通しを持っているのでしょうか。

また、この人的配置、このような活動を有効にするために、また、人的配置の増員などのお考えはいかがでしょうか。

福祉課長 それでは、質問にお答えしたいと思います。

確かに、お金につきましては、自治会の会費と一緒に合わせて徴収しているということが、大変失礼しました。確かに、議員のおっしゃるとおりですね、社協の会費につきましては、自治会費と一緒に合わせて徴収しているということがありますので、確かにその自治会を退会される方というものも出てきますと、なかなか徴収ができにくくなるということもあります。

それで考えていきますと、年々、徴収のほうは減っていく可能性という部分では否定できないのではないかなと考えております。

ただ、この方法として、ちょっとどのような方法があるのか、例えば個別に直接振り込む方法だとかというところも踏まえてですね、ちょっとその辺のところは社協さんのほうとも一緒に考えていければと思っております。

また、人的配置につきましてはですね、ちょっと私のほうで何ともあれなんですけど、確かに今現在5名体制でやっているところがございます。また、あわせて非常勤の職員もやっているところで、現状としてというところでは、局長にお話を聞いたところでは、町からもいろいろと委託事業をやってもらっているところでもありますけれども、人的には今のところは何とかやりくりはできているということは伺っております。

ただ、今後また事業が増えていきますとなると、その部分も今後、検討していくことになるのではないかと考えております。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。いろんな活動の可能性を考えれば、やはり今これから本当に限りなくあるというか、また、いろいろなことができる可能性を持っているというような組織であるとは思いますが。

ただ、今、課長がおっしゃるとおり、幾らでもそのための費用があるのかとか、それはどうするんだとかいうことになったら、また、それはそれで今、考えなきゃいけないところではございます。

それについては、やはり今のところ、先ほどお話ししたように、会費などの減少というのが現実起こってまいっておりますので、ちょっと長いスパンを考えながら、用意しておいていただいたらいいのかなと思っております。

続きまして、民生・児童委員について御質問いたします。

民生・児童委員は、お答えにあったとおり、福祉の重要な担い手であることは間違いなくと思います。社会福祉協議会が具体的な活動を組織であるとするれば、民生・児童委員はそのための情報収集や相談や事務的な支援を行っているのかなと思います。

その重要な役割は、町のほうでも認識しているというのはよく分かっており

ます。では、ありますけれども、待遇については、今お話ししたように年間で6万200円。それから、ここには書かれておりませんでしたけれども、研修費ということで1万2,000円、逆に納入するということになっております。

それで、1万8,200円ということとなります。それに、今お話あった活動費、県民協議会費等々合わせて年間6万円ぐらいの手当ということ。月々に見れば5,000円ぐらいということとなっております。

それで幾つかの確認のための質問をさせていただきます。

まず、民生・児童委員は、本人は周囲の方には、選挙活動や政治活動が制限されると思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

参事兼総務課長     もちろん民生委員・児童委員さんは、公職に当たりますので、もちろん立場を利用した選挙活動とかは制限されます。

3 番 吉 田     ありがとうございます。ですから、今お話あったように年間6万円程度の手当で、そのような権利が制限されるということを確認していただければいいのかなと思います。

それで、会議等もかなりあると聞いていますけれども、年何回ぐらいございますでしょうか。その会議についての手当はございますでしょうか。

福 祉 課 長     御質問にお答えいたします。

会議なんですけれども、まず、月に1回定例会というものがございます。こちらのほうがありますので、年間12回、それ以外にですね、それぞれの民生委員さんのほうが所属していただいている地域部会であったりとか、専門部会、高齢者であったりとか、障がい者であったりとかというところの部会にも入っていただいておりますので、これが毎月ではないんですが3か月に一遍という形でやっておりますので、件数的には20回ぐらいですね、ということで件数的にはあります。

それに合わせてですね、旅費という形なんですけども、こちらについては現状ではお支払いのほうはされていない状況でございます。以上です。

3 番 吉 田     ありがとうございます。今までのお答えをいただいても、これは別に町がどうこうということではないんですけども、かなりの権利の制限があり、また、

そういうような活動についての無償の活動というように分かるのかなと思います。

続きまして、これと比較しまして、社会教育委員会、文化財保護委員会は、1回の会議について、委員長4,700円、委員は4,400円ということの手当となっておりますけれども、これは年間何回ぐらいの会議がございますでしょうか。

生涯学習推進課長 社会教育委員、文化財保護委員の会議の関係でございます。

社会教育委員会議につきましては、年5回を開催しております。文化財保護委員会につきましては、年6回開催しております。以上でございます。よろしくをお願いします。

3 番 吉 田 ありがとうございます。これ、比較的多い委員会ではないかと思えます。それでも、先ほどの民生・児童委員の大体20回ぐらいで無償というのを比べますと、ちょっとこの辺のところも、これ、悪いということではなくて、社会教育委員会、文化財保護委員会が悪いということではなくて、やっぱりそういうようなことというのは少し考えていかなきゃいけないのかなとは思っております。

町の特別職の職員で非常勤の者の報酬等は、教育委員で年間19万3,200円、農業委員で、委員の場合で21万4,800円、これは全て税込みだと思えますけれども、交通指導隊で10万2,000円、行政協力員、いわゆる自治会長の関係では自治会の規模により10万円から25万円というような手当でございます。

この報酬と民生・児童委員の職務の待遇とのバランスについて、どのようにお考えとなりますでしょうか。

福 祉 課 長 お答えいたします。今お話を聞いた中ではですね、かなりの待遇の差というのは、お金の面に関してはあるかと思えます。

ただ、委嘱されたところがですね、また国であったりということで国のほうの考え方ということで、民生委員さんのほうについてはボランティア色がどうしても強くなってしまふ委員さんであるということもありまして、あと、法律の中でも報酬として年々少しずつではあるんですけども、6万2,000円がようやく今の時点で6万200円というところまで達したということもあります。

というところもあってですね、単純に比較というのがなかなか難しいんですが、ただ客観的に見るという話であれば、金額の待遇とはかなり差があるものだとは感じております。

3 番 吉 田 ありがとうございます。なかなか町独自でどうこうというのも、難しいところもあるとは思いますが、持続可能な福祉社会とするために、町民のいわゆる良心、この良心だけの頼りでは厳しいと思っております。

議 長 端的にお願いします。

3 番 吉 田 これで終わりです。

国・県への働きかけも含め、御検討をお願いし、質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第7号、吉田功君の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定しました日程の全ては終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集いただくようお願いします。本日は大変お疲れさまでした。

(16時13分)